

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第210号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「総合企画局長」を「総合企画局市民協働・国際化推進担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)